

北海道後期高齢者医療広域連合保険料収納対策に係る実施計画

1. 目的

後期高齢者医療保険料に係る被保険者負担の公平性を保つ観点から、保険料を確実に収納するための市町村および広域連合が行う基本的な取組を明確にし、これに基づき収納率^{*}の向上に努める。

※20・21年度保険料率算定時における

予定保険料収納率 99.78%

うち普通徴収収納率 98.92%

2. 内容

(1) 市町村における取組

保険料を納付しやすい環境の整備

① 広報活動

広報誌やホームページ等を活用し、制度の周知や納付啓発を行う。

② 口座振替の推進

普通徴収（納付書払い）対象者に対して口座振替を推進する。

③ 納付相談窓口の設置

- ・来庁による納付相談を希望する者を対象に、相談窓口を設置する。
- ・収納対策上、必要と判断する場合は、夜間や休日設置する。

被保険者へのきめ細やかな対応

① 文書による督促

督促状の送付のほか、状況に応じて催告書や納付相談のお知らせなどを送付する。

② 電話による督促

- ・文書による督促の後、状況に応じて電話による督促を行う。
- ・平日のみでは接触できない場合は、必要に応じて夜間や休日に行う。

③ 臨戸訪問

- ・文書や電話督促などの納付折衝に応じない者には、状況に応じて臨戸訪問し接触を図る。
- ・平日のみでは接触できない場合は、必要に応じて夜間や休日に行う。

④ 納付計画の作成

- ・分割納付など、被保険者ととも、その生活状況などに応じた納付計画の作成に努める。
- ・被保険者の生活状況を十分に把握した上で、保険料の減免などについても検討する。

公平性を保つための滞納者への対応

① 短期被保険者証の活用

短期被保険者証を発行することにより接触の機会を増やし、被保険者資格証明書の交付に至らないよう納付指導を行う。

② 滞納処分

上記の収納対策を適切に行った上で、十分な収入、資産があるにもかかわらずなお保険料を納めない納付義務者に対し、滞納処分を行う。

※（１）市町村における取組は、事務の効率性を考慮し、市町村の実情に応じて実施する。

（２）広域連合における取組

市町村への支援

① 広報活動

新聞広告の掲載や折込チラシなどにより納付啓発に努めるほか、広報誌用原稿を作成し市町村へ提供する。

② 情報収集および提供

- ・標準システムの情報を基に、各市町村の収納率を集計し広域連合ホームページ（市町村用ページ）で公表する。
- ・収納対策に係る好事例（民間活力の導入による効率化なども含め）や滞納処分に関する情報収集に努め、各市町村へ提供する。

③ 実施状況の把握など

各市町村における収納対策の実施状況を把握し、必要に応じて道と連携しながら収納率の低い市町村に対して収納率向上のための働きかけを行う。

④ 新たな方策の検討

市町村と意見交換しながら、収納率を向上させるための新たな方策を検討していく。

※ 収納対策の実施にあたり国や北海道への照会や要望が必要な場合は適宜行う。